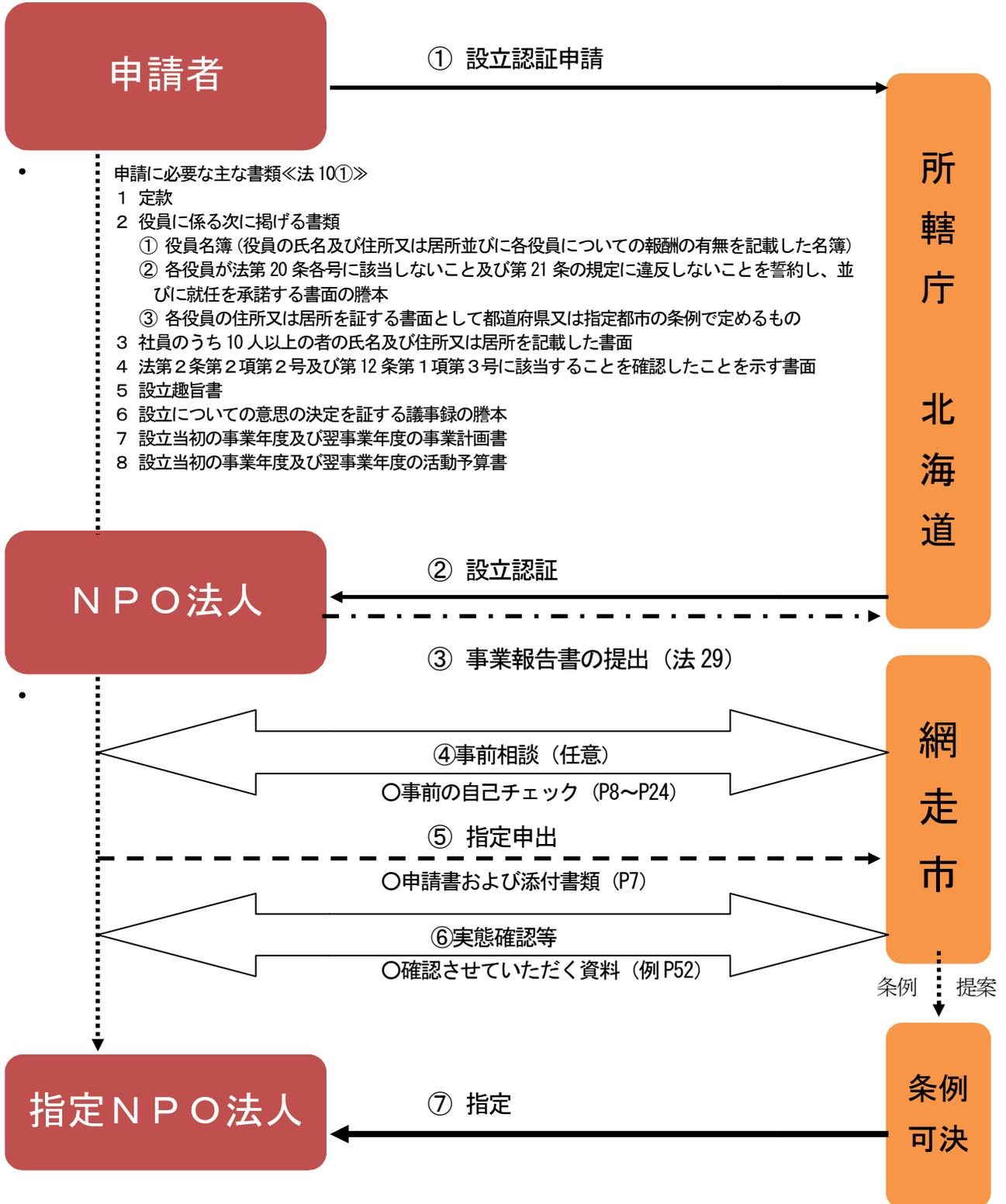


第2章 指定NPO法人制度（導入）

1 指定NPO法人になるまでのフロー



2 指定申出手続き

指定を受けようとするNPO法人は、指定申出書等を、要綱で定めるところにより、市に提出することと
しています（要綱3）。

ただし、申出書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える
期間が経過している必要があります（要綱4（10））。

◎指定を受けるための申出書及びその添付書類（要綱等で定める書類）

申出書	
記載 事項	① NPO法人の名称
	② 代表者の氏名
	③ 主たる事務所の所在地
	④ その他の事務所の所在地
	⑤ 設立の年月日
	⑥ 現に行っている事業の概要
	⑦ 事業年度
	⑧ 過去の指定の有無及びその年月日
	⑨ その申出において適用する支援参加基準
	⑩ 主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名

申出書の添付書類
① 寄附者名簿(実績判定期間内の日を含む各事業年度分)
② 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
④ 事業報告書(実績判定期間内の日を含む各事業年度分)
⑤ 役員名簿(実績判定期間内の日を含む各事業年度分)
⑥ 定款(実績判定期間内の日を含む各事業年度分)

(参考)

NPO法人が毎事業年度1回所轄庁(権限移譲市町村長を含む)への提出が必要な書類	
① 事業報告書(前事業年度分)	② 貸借対照表(前事業年度分)
③ 活動計算書(前事業年度分)	④ 財産目録(前事業年度分)
⑤ 年間役員名簿(前事業年度分)	
⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面(前事業年度末日現在)	

4 標準処理期間

NPO法人の指定申出の標準処理期間を設定し、この標準処理期間内に処理を行うこととしています。

(1) 標準処理期間

市長は、原則として、起算日から6か月以内に条例制定（改正）手続を行うか、行わないかを決定しなければなりません。

(2) 標準処理期間の起算日

標準処理期間の起算日は、申出書が提出された日の翌日